

地方分権改革の推進による都市自治の確立等に関する 提言・要望

基礎自治体を重視した地域主権の確立に向けて、真の地方分権改革を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じ、第二期地方分権改革を強力に実行されたい。

1. 第二期地方分権改革について

- (1) 地方自治の根幹に関わる事項について、国と地方の代表者が対等の立場で地方に関する事項を協働して政策を立案し執行に反映させる「国と地方の協議の場」の法制化を早期に実現すること。

なお、新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、地方への速やかな情報提供等を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

- (2) 基礎自治体優先の原則、補完性・近接性の原理に基づき、国・都道府県・市町村の役割分担の明確化を図るとともに、役割分担に基づく事務事業の再配分を行うこと。

また、都市自治体への権限移譲に当たっては、都市自治体が住民に身近な事務事業を地域において総合的・一体的に遂行できるよう、包括的に移譲するとともに、税源移譲等による適切かつ確実な財政措置及び必要不可欠である専門的な人材育成等の仕組みの構築を図ること。

- (3) 都市自治体の自主性・自立性の強化と条例制定権の拡大を図るため、地方分権改革推進委員会の第2次及び第3次勧告で示されたすべての条項及び政省令に基づくもの等について、廃止を原則とした義務付け・枠付けの見直しを行うこと。

また、教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

- (4) 国と地方の二重行政を解消する見地等から、地方の実情等を踏まえて国の出先機関の見直し等について検討を進めること。

- (5) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充するとともに、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系等を構築すること。

また、安全・安心な住民生活を保障するために地方交付税の有する財源調整・財源保障の両機能が充分発揮できるよう、地方交付税の法定率の引上げ及び総額

の復元・増額を行い、一般財源の充実を図るとともに、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

- (6) 地方分権改革推進委員会の勧告等を踏まえ、「都市自治体への権限移譲」、「義務付け・枠付けの見直し」、「分権型社会に向けた税財政制度の構築」等について、地方分権改革の全体的な工程表を明らかにし、早期に地方分権改革推進計画を作成すること。その際、都市自治体の意見を十分に尊重すること。

また、計画作成後、速やかに「新分権一括法案(仮称)」を国会に提出すること。

さらに、勧告事項に対する政府の取組状況等をフォローアップし推進するための組織を設置すること。

- (7) 地方分権改革の推進こそが国・地方を通じた最大の行財政改革につながることから、国は、遅れている自身の行財政改革を断行すること。

2. 道州制の議論にかかわらず、第二期地方分権改革を着実に推進すること。なお、道州制の検討にあたっては、国の果たすべき役割を限定し、内政に係る事務権限を地方に移譲することを前提とするとともに、特に基礎自治体の権限強化と財源確保を最大限図る観点から検討すること。また、大都市に関する制度についても検討を行うこと。

3. 広域行政について

- (1) 広域行政圏計画策定要綱廃止後においても、従来の広域行政圏における振興整備事業に対して十分な財政措置を講じること。

- (2) 定住自立圏構想推進要綱における定住自立圏の要件を満たさない地域に対して、広域連携に係る積極的な支援措置を講じること。

- (3) 定住自立圏構想推進要綱における中心市の要件について、地域の実情を踏まえて、見直しを図ること。

防災・災害対策の充実強化と安全・安心なまちづくりに関する 提言・要望

都市自治体においては、地震や集中豪雨等の大規模災害に即応できる防災対策の一層の充実が求められている。

よって、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 防災体制の充実強化と災害対策の推進について

- (1) 大規模災害の発生時に迅速かつ的確な対応を図るため、国・都道府県・市町村等にわたる総合調整体制の強化を行うとともに、災害に対する予防・災害応急・災害復旧体制の確立を図ること。

また、防災に関する総合的、実践的な能力を有する人材育成等の事業を推進すること。

- (2) 災害時における被害の早期復旧を図るため、特別交付税の算定や地方債の元利償還金における交付税算入率の引き上げ等、災害復旧に係る地方負担に対する所要の財政措置を講ずること。

また、災害の発生メカニズムの解明等、未然防止も含めた自然災害等に対する抜本的な対策と所要の財政措置を講ずること。

- (3) 局地的集中豪雨や突風、竜巻、落雷等、地球温暖化の影響と考えられる異常気象の多発により、大規模な都市型水害等が頻発していることから、ハード面での治水対策に加え、情報伝達システムの整備をはじめとする総合的な水防対策を推進すること。

- (4) 災害時に迅速、正確な情報提供を行い、地域住民が安全に避難できるようにするため、防災行政無線のデジタル化や衛星携帯電話の整備等、情報伝達システムの整備に対する財政措置を拡充すること。

- (5) 被災者生活再建支援制度や住宅応急修理制度について、被害の程度に応じた段階的な支援を行うため、被害認定基準運用指針を見直すとともに、支援等にかかる適用要件の緩和や支給限度額の引き上げを行うなど、支援制度を拡充すること。

- (6) 自主防災組織の育成等に対する財政措置の充実を図ること。

2. 地震及び火山災害対策の充実強化について

- (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域を地震防災対策強化地域に指定するとともに、

具体的かつ充実した総合的な地震防災対策を早期に講じること。

- (2) 火山災害対策として、関係機関における調査・研究の推進及び支援を行うとともに、火山ハザードマップの作成・公表を踏まえ、中央防災会議決定の「富士山火山広域防災対策基本方針」等による広域的かつ重点的な火山防災対策を推進すること。

また、東海地震と同様に、富士山噴火においても火山情報に応じた高速道路活用の防災体制を整備すること。

- (3) 地震災害に対する総合的な基本計画の策定や防災対策の強化を図るとともに、地震観測体制、津波観測体制及び緊急地震速報体制の一層の整備充実を図ること。

また、活断層の活動特性を解明するための調査研究を推進すること。

- (4) 庁舎、公民館等、災害時に防災拠点となる公共・公用施設等の耐震診断や耐震改修に対して、財政措置を拡充すること。

- (5) 民間施設、住宅家屋等の耐震診断や耐震改修を促進するため、耐震化に係る財政措置を拡充すること。

- (6) 大規模な地震等が発生した場合に孤立する恐れがある中山間地域について、危険箇所の調査及び防災対策を講じるとともに、被害状況の受発信を行える衛星携帯電話の配備や避難所の耐震補強等に対して財政措置を講じること。

- (7) 被災した観光地が地震による風評被害を受けないよう、正確な情報の周知、広報等について適切な対策を講じること。

- (8) 平成 22 年度までの時限措置となっている地震防災対策特別措置法並びに地震防災緊急事業五箇年計画の延長措置を講じること。

3. 消防・救急体制の充実強化について

- (1) 消防・救急無線のデジタル化のための財政措置を拡充すること。

- (2) 消防防災施設等の整備並びに緊急消防援助隊の設備の整備を促進するため、財政措置を拡充すること。

- (3) 都市自治体に必要な消防団員を確保するため、所要の財政措置を講じるとともに、支援策の充実を図ること。

- (4) 住宅火災発生時における住民の生命・身体の安全確保と防災意識の向上を図るため、住宅用火災警報器の設置の普及促進を図るとともに、財政措置を講じること。

- (5) 消防長の任命資格を定めた政令を廃止するなど、義務付け・枠付けについて見直しを行うこと。

安全対策の充実強化等に関する提言・要望

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による拉致問題への対応について

- (1) 北朝鮮による拉致被害者全員の安全確保及び即時帰国の実現と、拉致の疑いが濃厚な特定失踪者等の行方の解明を含めた拉致問題の真相究明に向け、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。
- (2) 「北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律」に基づき支給されている拉致被害者等給付金について、現在5年とされている支給期間を延長すること。
- (3) 拉致問題は犯罪行為であり、北朝鮮が拉致被害者に対し損害を賠償すべき問題であることから、被害者の損害賠償請求を実現するよう、適切な措置を講じること。

2. 薬物乱用対策について

「毒物及び劇物取締法」等の関係法令の改正により、少年のシンナー等の薬物乱用及び暴力団による密売等の違法な販売に関する取締体制を強化するとともに、薬物の危険性・有害性について住民への啓発を行うこと。

3. 店舗型異性紹介営業（出会い喫茶）の規制について

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の改正により、店舗型異性紹介営業（いわゆる「出会い喫茶」）を全国一律に規制すること。

4. 警察の体制強化等について

地域の良好な治安を維持するため、警察署の新設や警察官の増員等に係る財政措置を講じ、警察の体制強化を図るとともに、青少年の健全育成や犯罪の抑止等、防犯対策を強化すること。

5. 自転車防犯登録制度の改正について

自転車防犯登録制度をより実効あるものとして実施するため、法律改正等を含めた所要の措置を講じること。

新たな過疎対策法の制定と過疎対策の推進等に関する 提言・要望

過疎地域等の振興を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 過疎地域における住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成等、過疎地域の振興と自立促進を図るとともに、限界集落をはじめとする集落対策等を総合的に推進するため、平成 22 年 3 月 31 日をもって失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法に続く、新たな過疎対策法を制定すること。
2. 新たな過疎対策法においては、過疎地域が森林・農地の維持・管理を通じて担っている土砂災害の防止、水源の涵養、食料・エネルギーの供給、二酸化炭素の吸収、自然環境や景観の保全等の多面的・公益的機能を積極的に評価し、新しい過疎対策の理念を確立するとともに、国土づくりにおける過疎地域の意義と役割を明記すること。
3. 新たな過疎対策法における過疎指定要件については、現行過疎法に基づくみなし過疎地域及び一部過疎地域を含む現在の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や人口密度、高齢者比率等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。
4. 過疎地域が安全・安心に暮らせる地域として健全に維持され、都市地域と過疎地域が相互に支え合う「持続可能な共生社会」の形成が図られるよう、過疎地域における医療、交通、雇用の確保、農地・森林の保全等の環境対策、教育環境や情報通信基盤等の生活環境基盤の整備、限界集落をはじめとする集落対策並びに都市との交流、人材育成等のソフト事業の支援策等を講じること。
5. 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。

6. 過疎地域において特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額を確保するとともに、病院事業債の充当率の引き上げや耐震防災事業、自然エネルギー関連施設整備事業等を対象に加えるなど、対象事業の拡大や要件の緩和を行い、弾力的な運用を図ること。

また、過疎対策事業債の元利償還に係る交付税算入率の拡大を図ること。

7. 過疎地域における集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくりを含めたハード、ソフト両面にわたる取り組みを支援するため、過疎市町村に対する新たな交付金や過疎対策基金制度を創設するなど、財政支援の充実強化を図ること。

8. 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の維持・活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

また、集落支援員の設置や集落再編等の集落対策を推進するための支援を拡充すること。

9. 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却並びに製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を引き続き継続すること。

また、新エネルギー関連事業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産を新たに特別償却の対象とすること。

10. 新たな過疎対策法の税優遇対象業種に「農村地域工業等導入促進法」及び「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の対象業種を加え、対象要件を緩和すること。

11. 「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」に規定する辺地の要件を緩和するとともに、集落再編整備事業を辺地対策事業債の対象とするなど、対象事業を拡大すること。

自主的な市町村合併の推進に関する提言・要望

市町村の自主的な合併の推進及び合併市町村における円滑な行政運営と計画的な地域振興等を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 市町村が自主的な合併を円滑に進めることができるよう、平成 22 年度以降においても地方税の課税免除・不均一課税等の特例措置等を引き続き講じること。
2. 合併市町村等に対する財政措置等について
 - (1) 旧合併特例法及び現行合併特例法に基づき合併した市町村に対する普通交付税の合併算定替等の財政措置や障害を除去するための措置については、国と地方の信頼関係を損なうことのないよう確実に実施するとともに、これら特例措置の期間の延長を図るなど、引き続き合併市町村における一体的な振興を図るための事業が実施できるようにすること。
 - (2) 自主的合併、及び合併後のまちづくりを円滑に進展することができるよう、適切な財政措置や流域下水道に関する規定の見直しを行うなど、必要な措置を講じること。
3. 合併特例債については、地域の実情に応じた幅広い活用ができるようにするなど、適切な措置を講じるとともに、合併 10 年経過後においても市町村建設計画に基づく事業が円滑に実施できるよう、合併特例債の発行可能期間の延長を含む特別の地方債措置を講じること。

また、合併特例債の元利償還金に対する普通交付税措置については、その所要額を確保すること。

情報化施策の推進と地上デジタルテレビ放送移行への支援 に関する提言・要望

すべての国民がICTを活用し、その恩恵を享受できる社会を実現するとともに、2011年の地上デジタルテレビ放送への完全移行を円滑に実施するため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 条件不利地域等における携帯電話の不感の解消、ブロードバンド環境等の情報通信基盤の整備や維持管理に対する財政措置等を充実すること。

また、携帯電話事業者に対して中継基地局等の整備にあたっての住民への事前説明の実施を義務付けるとともに、国民に対して電磁波が人体に与える影響や電波防護指針に定める数値の安全性について広く周知を図ること。

2. 地上デジタルテレビ放送への完全移行

(1) 地上デジタルテレビ放送への完全移行に際しては、国及び放送事業者の責任において、中継局の整備並びに共聴施設の改修など受信環境整備について、早急に対応を促進すること。

特に、条件不利地域においては、衛星放送やCATVの活用、中継局及び共聴施設の整備・改修など、難視聴地域解消への対策について、市民や都市自治体等に対して財政措置を含め必要な措置を講じること。

(2) 地上デジタルテレビ放送への移行が円滑なものとなるよう、国民への説明を徹底するとともに、市町村に対し十分な情報提供を行うなど、適切な対応を図ること。

また、低所得世帯等を対象とする受信機器購入等に対する支援措置を講じること。

(3) CATVにおいては、アナログ放送視聴時と同様の放送局を視聴できるよう必要な措置を講じること。

また、大量に処分されるアナログ放送対応テレビについて、適切な処理が行われるよう、国の責任において必要な対策を講じること。

3. 障害者や高齢者が使いやすい情報通信機器やソフトウェアの開発、及びICT利活用技術の習得促進等に対する支援制度の拡充を図ること。

また、都市自治体が I T 企業等と連携して取り組む新技術の開発、実証実験、運用に至るまでの複数年度にわたる I C T 施策推進に対する支援制度を創設するとともに、既存の支援制度についても、対象期間を複数年度とするなど、柔軟な運用を図ること。

4. 福祉等の制度改正に伴う電算システム開発等について、十分な財政措置を講じること。

また、電算システムの効率化に向けた取組みを推進すること。

5. ソフトウェアの賃貸借契約について、長期継続契約の対象となるよう、制度を見直すこと。

6. 防災無線（デジタル方式）の通信エリアについては、山岳での遭難救助活動等に支障が生ずることのないよう改善策を講じること。

住民自治組織の活性化等に関する提言・要望

住民自治組織の活性化を図るため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. コミュニティ活動の拠点施設の整備について、財政措置を講じること。
2. 自主防災組織等の行政協力団体の活動を円滑に推進するため、行政機関が保有する個人情報の提供を認めるなど、個人情報保護と行政サービスの提供がバランスよく展開できるよう、関係法令の見直しを図ること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言・要望

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 本人が住民票の写しや戸籍謄本等の交付状況を知り得る制度とすることや不正請求に対する一層の罰則強化を行うなど、個人情報保護のさらなる充実を図ること。
2. 住民基本台帳ネットワークシステムの維持管理にかかる財政措置の拡充を図ること。
3. 民法第 772 条第 2 項いわゆる 300 日規定にかかる出生届について、実情に即して受理することができるよう所要の措置を講じること。
4. 新たな外国人住民に係る住民基本台帳の整備に要する経費等については、財政負担が生じないよう、十分な措置を講じること。また、新制度へ円滑に移行できるよう十分な準備期間を設けるとともに、外国人に対して、新制度の周知・啓発を行うなど、その運用に支障が生じないよう、必要な措置を講じること。
5. 外国人労働者問題や多文化共生施策など外国人に関する施策を総合的に推進するとともに、新たな在留カードの常時携帯義務の見直し、各種義務年齢の引上げ等、在留外国人の負担軽減を図ること。

人権擁護の推進等に関する提言・要望

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立すること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. インターネットを利用した人権侵害が急増していることにかんがみ、人権侵害情報の即時削除や再発・未然防止、被害者救済等のため、より一層の実効性のある制度を確立すること。
また、制度確立までの間は、全国の同和地区に関する地名の記載に対して、国の人権擁護機関が迅速に削除要請を行うこと。
4. 性同一性障害者が可能な限り普通の日常生活と社会活動を営むことができるよう、診断が確定した者の性別表記の変更のあり方や治療に対する健康保険適用範囲の拡大等について検討すること。また、運転免許証と同様に無用な性別表記は行わないよう検討すること。
さらに、性同一性障害について、国民が正しい理解を深めることができるように積極的に広報に努めること。
5. 児童虐待・DV対策等総合支援事業の対象を拡大するなど、地域における児童虐待・DV対策に取り組む市町村に対して適切な財政措置を講じること。
6. 保護司活動が円滑に行われるよう、面接のための事務所等の整備・確保を図ること。
7. 裁判員候補者等に対して支給される日当については、個々の生活実態に応じて、適切な額となるよう見直すこと。

北方領土の返還実現に関する提言・要望

北方領土問題は、我が国における戦後最大の懸案事項であり、北方領土の返還実現は、全国民の多年にわたる悲願であることから、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 一日も早い領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
2. 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還運動の後継者育成と青少年教育に努めること。
3. 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問等の交流等事業を着実に推進すること。
4. 北方領土周辺海域における漁業の安全操業の実現について、万全を期すこと。

地籍調査等及び統計調査の推進等に関する提言・要望

地籍調査及び統計調査について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査については、事業を実施するために膨大な事務処理と財政負担を強いられることから、調査に係る職員の人件費を国庫補助の対象とする等、必要かつ十分な財政措置を講じるとともに、土地所有者の追跡調査が円滑に遂行できるよう必要な措置を講じること。
2. 統計調査については、調査項目を見直す等、簡素化・効率化を図るとともに、調査が円滑に実施できるよう、啓発・広報活動の更なる充実を図ること。
3. 中山間地域における長期間相続登記がなされていない土地について、早期に利活用するための制度を創設すること。

選挙制度に関する提言・要望

選挙制度について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国政選挙における期日前投票の事務経費については、適切にその所要額を算定すること。
2. 市区長選挙について、法に規定されたビラ（マニフェスト）の頒布枚数では不十分であることから、枚数の上限を見直すこと。

郵政事業の改善に関する提言・要望

郵便・貯金・保険のサービスが郵便局において確実に提供され、国民の利便に支障が生じることのないよう万全を期すとともに、地域の実情を踏まえた運営となるよう適切な措置を講じること。

また、受領記録を必要とする重要書類の郵送について、廃止された配達記録郵便のサービス水準を維持するよう、必要な措置を講じること。

都市税源の充実強化等に関する提言・要望

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のため適切な措置を講じられたい。

1. 地方分権型社会に対応した地方税体系の構築

(1) 国・地方の税源配分「5：5」の実現と偏在性の少ない税体系の構築

地方分権をより一層推進し、地方自治体の自立的かつ効率的な行財政運営を可能とする地方税中心の歳入構造を構築するためには、国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担う事務と責任に見合った税源配分とすることが必要である。

については、次の措置を講じること。

- ① 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- ② 税制改革を実施するに当たっては、都市自治体が行う生活、福祉、教育などの行政サービスを迅速かつ的確に提供できるよう一般財源を充実確保する観点から、地方消費税の拡充を含め、偏在性が少ない安定的な地方税体系を構築するとともに、地方交付税の法定率の引上げを行うこと。

その際には、税源の偏在是正だけに着目した地方税による税収配分の調整は行わないこと。

(2) 権限移譲に伴う税財政措置

国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。

2. 自動車関係諸税の維持確保

自動車関係諸税の暫定税率を含む現行税率は維持することとし、極めて厳しい地方財政の状況、道路整備などの財政需要及び地球温暖化防止対策の観点から、代替財源を示すことなく安易な廃止は行わないこと。

また、平成 21 年度税制改正の自動車関係諸税の減税に伴う減収については、自動車取得税交付金の一部を減収補てん特例交付金により補てんすることとされているが、都市自治体財政に大きな影響を与えていることから、個人住民税における住宅ローン特別控除創設に伴う減収補てん措置と同様に、全額国費で補てんすること。

3. 都市税源の充実強化

以下の事項について、充実強化を図ること。

(1) 個人住民税

- ① 都市自治体が担うべき基礎的行政サービスを安定的に供給するため、個人住民税の都市自治体への配分を充実させること。
- ② 個人住民税均等割については、これまでの 1 人あたりの国民所得や地方歳出等の伸びを勘案すると低い水準にとどまっているため、その税率を引き上げること。
- ③ 個人住民税における生命保険料控除等については、住民税本来の性格になじまないことから、廃止を含めた見直しを行うとともに、新たな政策的控除は原則として行わないこと。
また、配偶者控除等の人的控除についても課税の公平・中立・簡素等の観点から見直しを行うこと。
- ④ 個人住民税の現年課税方式を検討すること。

(2) 法人住民税

- ① 法人所得課税については、法人の活動と都市行政との関わりの大きさ、都市税源としての重要性等にかんがみ、法人住民税として都市自治体への配分を充実すること。
- ② 法人住民税均等割の税率を引き上げること。
- ③ 日本銀行については、国庫納付金が所得の算定上損金に算入されているため、国庫納付金の多寡によって法人住民税の税収に大幅な変動を来す等の問題があるので、安定した税収入を確保できるよう、これらについて抜本的な見直しを行うこと。

(3) 固定資産税等

- ① 商業地等にかかる固定資産税の負担水準は、当該年度の評価額の 70% を上限とする現行の制度を堅持すること。

- ② 償却資産は、資産の保有と都市自治体の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。
- ③ 家屋の評価方法は複雑であり、その事務量が膨大になっていることから、家屋評価方法の簡素化・合理化を図ること。
- ④ 固定資産税等については、法定納期限等以前に設定された抵当権の優先の規定等により、徴収が非常に困難となる事例が多く存在するため、関連する制度の改善を図ること。
- ⑤ 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を基本としていることから、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保することともに、都市計画税相当分についても交付金措置すること。また、水道事業用および公共下水道終末処理場に供する土地、家屋など現在対象となっていない固定資産について交付金措置をすること。
- ⑥ 国有提供施設等所在市町村助成交付金については、基地所在都市の厳しい財政状況と固定資産税の代替的性格を考慮し、対象資産価格の100分の1.4に相当する所要の予算額を確保すること。また、現在対象となっていない事務所等施設について交付金措置をすること。

(4) 軽自動車税

軽自動車の大型化・高性能化及び自動車税との負担の均衡を考慮し、標準税率を見直すこと。

特に原動機付自転車については、貴重な地方の税収であるにもかかわらず、徴税効率が極めて低水準にとどまっていることから、標準税率、課税方法、課税対象等の課税制度の抜本的な見直しを図ること。

(5) 地方たばこ税

地方たばこ税は、偏在性が少ない税であり、地方にとって貴重な財源である。そのため、たばこ税の税率の見直しの際には、厳しい地方財政の状況を踏まえ、現行のたばこ税の国と地方の配分割合1：1を堅持する等、地方税が増収となるよう措置をすること。

と。

(6) 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に充てる貴重な財源であるため、昭和 61 年度以降据え置かれている資産割の税率の見直し等、その充実を図ること。

(7) 地方譲与税等

- ① 空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する経費が多額であることから、航空機燃料税の税率を引き上げるとともに、市町村に対する配分を充実すること。
- ② 特別とん税については、港湾施設の整備に要する費用の増大等にかんがみ、税率を引き上げること。
- ③ ゴルフ場利用税については、ゴルフ場所在地におけるゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な財源であることから、現行制度を堅持すること。

(8) 非課税等特別措置の整理合理化

地方税における非課税等特別措置については、税負担の公平確保の見地からより一層の整理合理化を図ること。

特に、固定資産税の非課税、課税標準の特例措置については、抜本的に是正措置を講じること。

また、地方税収を確保するため、国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

(9) 大都市等の事務配分の特例に対応した税財政の充実強化

- ① 政令指定都市については、国・道府県道の管理その他の事務配分の特例が設けられ、これらの事務を行っているにも関わらず、所要額が税制上措置されていないので、地方分権改革のより一層の推進のためにも、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

また、中核市及び特例市についても、事務配分の特例等に見合った税財政上の措置を設けること。

- ② 政令指定都市の市立小・中学校等の教職員に係る給与費負担の移管に当たっては、退職手当、事務関係経費を含めた所要額全額を税源移譲により講じること。

また、中核市等への人事権の移譲に当たっても所要額全額を税源移譲により講じること。

併せて、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲を行うこと。

(10) 環境関連税制の導入

環境関連税制の導入に当たっては、環境施策において地方自治体の果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入、国税収入の一部を地方自治体の財源とする等適切な措置を講じること。

4. 課税・徴収体制等の改善について

地方税に対する住民の理解と信頼を得るとともに、課税・徴収事務の効率化を図る観点から、税負担の公平を確保しつつ、住民に分かりやすい簡素な制度とすること。

(1) 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

個人住民税の公的年金からの特別徴収については、年金受給者に対し、国においても更なる周知・広報を図ること。

また、本制度を堅持するとともに、その対象とならない65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与所得に係る税額に公的年金等に係る所得割額を加算して一括特別徴収できることとするなど、納税義務者から理解を得られやすい仕組みにすること。

(2) 還付加算金の利率の見直し

還付加算金の利率については、社会経済情勢を反映した利率となるよう見直しを図ること。

また、法人住民税については、多額の還付金及び還付加算金が発生しないよう、納税制度の改善を図ること。

(3) ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度においては、寄附金控除に関する申告手続の負担軽減等を図ること。

(4) 地方税の電子申告システムの普及及び安定的運営

地方税の電子申告システムについては、都市自治体への普及及

び安定的運営により、納税者の利便性の向上が図られることが重要である。このため、地方自治体共同のシステム構築及び費用等について、引き続き国及び都道府県の協力体制を維持すること。

また、都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(5) 課税に係る各種データの電磁的方法による提供

市町村税の賦課、決定に当たっては、所得税の確定申告データ、配当・報酬データ、商業登記データ、軽自動車車両データ等を用いているが、これらのデータは紙で供されており、データ処理に多大な労力と費用を費やさなければならず、入力ミスによる課税誤りの危険性を抱えている。

課税事務の効率化のため、必要なデータについては、電磁的方法により確実に提供されるようにすること。

特に、平成23年1月より実施予定となっている所得税の確定申告データの提供に当たっては、提供の期限、提供データや仕様等について都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、システム開発に係る都市自治体の負担について、必要な財政措置を講じること。

(6) 税制改正における国等の対応

地方税制に対する住民の理解と信頼をより確かなものにしていくためには、税制度についての広報活動を充実する必要がある。そのため、国・都道府県・市町村の協力体制を強化すること。

また、新たな制度の導入等に当たっては、円滑に制度を実施するため、都市自治体の意見を十分踏まえるとともに、適宜・適切な情報提供を行うこと。

併せて、個人道府県民税に係る徴収取扱費交付金についても、システム改修等により増大する賦課徴収経費を算定基礎となる金額に適切に反映させること。

5. 非居住者等の受け取る地方公共団体金融機構が発行する振替債等の利子に係る非課税制度の創設

地方公共団体金融機構が発行する債券等の商品性を向上させ、保有者層の多様化を図っていくため、振替国債・振替地方債と同様に、

非居住者等に対する利子非課税制度を創設すること。

6. 非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税手続の簡素化

海外投資家の我が国地方債市場への投資を一層促進し都市自治体の資金調達の円滑化を図るため、振替地方債の利子に係る現行の非課税手続きの簡素化等を図ること。

7. 地方税法の改正時期

地方自治の根幹である税条例の改正に係る地方議会での議論の時間および市民への周知期間が十分確保できるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

地方交付税の復元・増額に関する提言・要望

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 平成 22 年度の地方交付税については、福祉、医療、子育て等の社会保障や道路、橋梁等の改修費の増大、景気後退に伴う地方税等の減収など都市自治体の実態を、地方財政計画に的確に反映したうえで、地方交付税総額の復元・増額を継続し、財源保障、財源調整の両機能を強化すること。

また、地方交付税の法定率の引上げ等により恒常的な地方交付税の財源不足の解消を目指すとともに、その総額を確保し、併せて、都市自治体の財源の予見可能性を向上させること。

2. 基準財政需要額の算定にあたっては、算定費目の拡大、単位費用の引上げ、都市自治体の財政需要の増嵩を反映した算定方法の見直しを行うこと。

また、地方再生対策費については、所要額を確保するとともに、真に財政状況の厳しい地域に重点配分されるよう配慮すること。

3. 基準財政収入額の算定にあたっては、算定額と実際の税収に乖離が生じた場合には、適切な財政措置を行うこと。

また、所得税から個人住民税への税源移譲相当額を、当面、基準財政収入額に 100% 算入することについては、地方自治体の意見を十分踏まえたうえで算入率の見直しを検討すること。

4. 景気対策や政策減税、財政対策等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行すること。

5. 地方交付税が、国から恩恵的に与えられているものでないことを明確にするため、「地方交付税」を国の特別会計に直接繰り入れ等を行う「地方共有税」に変更すること。

国庫補助負担金改革に関する提言・要望

国庫補助負担金改革にあたっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め自立した行政運営ができるよう、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を再整理し、明確化した上で、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き、廃止・一般財源化すること。その際、特定地域において講じられている補助制度に係る特例措置については、十分配慮すること。なお、国庫補助負担金の廃止等に伴う税財政措置を必ず講じること。
2. 国庫補助負担金の廃止と一括交付金の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分に踏まえ、必要とする事業の執行に支障が生じないように、その総額確保方策や配分方法とともに、地方交付税制度との整合性にも十分留意して制度設計を行うこと。
3. 国の歳出削減を目的とした単なる補助率の引下げや補助対象の縮減、地方への一方的な負担転嫁など、地方の自由度の拡大につながらない国庫補助負担金改革は、断じて行わないこと。
また、社会経済の実態に即した補助単価、補助対象等の見直しを行い、都市自治体の財政運営に支障を生じさせることのないよう超過負担の解消や手続きの簡素化を図ること。
4. 国庫補助を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、実情に応じた対応が可能となるよう負担軽減と一層の弾力化を図ること。

地方債の充実・改善に関する提言・要望

地方債の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 公的資金の繰上償還については、財政の健全性を確保し、更なる公債費負担の軽減を図るため、平成 21 年度までの補償金免除繰上償還措置を延長するとともに、対象要件の緩和・拡大を図ること。
3. 起債対象事業、充当率、償還年限等、貸付条件の改善を図ること。

直轄事業負担金制度等の改革に関する提言・要望

国直轄事業負担金については、維持管理費負担金の速やかな廃止などの改善を図るとともに、都道府県事業における市町村負担金や都道府県から市町村に対し一部転嫁されている国直轄事業負担金についても、事前協議の充実等の手続き面の改善だけでなく、都道府県と市町村との役割分担の基本に沿った見直しを行うこと。

また、国直轄事業負担金を廃止する場合においては、必要な事業は確実に実施できるよう財源を確保するとともに、都道府県事業に対する都市負担金制度についても、必要な事業の財源を確保したうえで、これを廃止すること。

財政の健全化の推進に関する提言・要望

地方公共団体財政健全化法の施行について、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方公共団体財政健全化法に基づく制度の運用にあたり、都市自治体の財政運営に支障や混乱が生じないように十分配慮すること。
2. 地域活性化・公共投資臨時交付金対象事業における補正予算債及び国直轄事業負担金の財源確保のための地方債の元利償還金については、財政健全化法の健全化判断比率に影響を及ぼすことのないよう、その算入から除外すること。

介護保険制度に関する提言・要望

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

- (1) 介護保険財政の健全な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、十分かつ適切な財政措置を講じること。
- (2) 介護給付費負担金については、各保険者に対し給付費の25%を確実に配分し、現行の調整交付金は別枠化すること。
- (3) 財政安定化基金の原資については、国及び都道府県の負担とすること。
- (4) 制度の見直しに伴って生ずる電算システム改修等の経費について、十分な財政措置を講じること。

2. 低所得者対策等について

- (1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。
- (2) 重度心身障害者については、医療系サービスの必要度が高く、介護保険利用者負担が高額になるため、国の負担により減免措置を講じること。

3. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 療養病床から介護療養型老人保健施設等への転換については、新たな財政負担や保険料の上昇を招かないよう、十分な財政措置を講じるとともに、保険者をはじめ関係機関の意見を尊重すること。
- (3) 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスについては、人員配置の緩和など地域の実情に配慮した弾力的な基準とするとともに、基盤整備の促進に向けた財政措置を講じること。

4. 第1号保険料について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 介護保険料の特別徴収について、口座振替との選択制を導入することなく、社会保険料控除が適用されるよう対応策を講じること。

5. 要介護認定について、実態を踏まえ、更新期間を延長するなど、事務の効率化を図ること。

6. 地域包括支援センター等について

- (1) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務の在り方について、実態に即した見直しを行うこと。
- (2) 地域支援事業について、実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (3) 特定高齢者の実態把握や決定について、都市自治体が地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、所要の措置を講じること。

7. その他

- (1) 介護保険の円滑な運営に資するため、従事者を確実に確保するとともに、給与水準の公表などを含め、介護報酬の一定割合が確実に従事者の給与に反映される仕組みを構築すること。

併せて、利用者及び保険者の負担増とならないような措置を講じること。

- (2) 今後の介護保険制度の見直しにあたっては、混乱を招かぬよう、都市自治体と十分協議するとともに、速やかに情報提供を行い、十分な準備期間を設けること。
- (3) 介護保険制度における「住所地特例」について、救護施設等の福祉施設まで適用範囲を拡大することを含め、その在り方を検討すること。

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度 に関する提言・要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度の一本化について

後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、後期高齢者医療制度を廃止して新たに創設する医療保険制度については、全ての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国民健康保険制度の再編・統合などを早急に検討すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 高額医療費共同事業、保険基盤安定制度及び財政安定化支援事業について、平成 22 年度以降においても引き続き継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

なお、保険財政共同安定化事業については、拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。

(2) 国庫負担割合の引上げ等による財政措置の拡充を図るとともに、制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費について適切な財政措置を講じること。

(3) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(4) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。

(5) 特定健康診査・特定保健指導について

① 市町村国保に義務付けられる特定健康診査・特定保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置

を講じること。

また、特定健康診査・特定保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、医療保険者の健診体制を整備できるようにすること。

- ② 特定健康診査・特定保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (6) 非自発的失業者などに対する国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (7) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減について、財政面を含め必要な措置を講じること。
- (8) 70歳から74歳の医療費自己負担額の凍結措置終了後のあり方については、住民に混乱が生じることのないよう、国の責任において十分な措置を講じること。
- (9) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう、制度化すること。
- (10) ジェネリック医薬品の普及を促進するなど、実効ある医療費適正化対策を更に推進すること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の廃止については、現行制度が一定の定着をみていることから、被保険者をはじめ現場に混乱が生じることのないよう、都市自治体の意見を十分に尊重して検討すること。

また、当面、被保険者や都市自治体等に十分な財政措置を講じること。

- (2) 後期高齢者医療制度の保険料負担軽減等の特別対策については、平成22年度以降においても引き続き継続し、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (3) 制度の見直しを行う場合は、被保険者及び都市自治体の意見や実情を十分に踏まえ、必要な準備期間を設けて対応するとともに、電算システム経費をはじめ制度見直しに伴う費用については、地方へ負担転嫁することなく国の責任において万全の措置を講じること。

また、国民の理解が得られるよう、引き続き、積極的かつ主体的に広報

を行うこと。

- (4) 後期高齢者医療給付費負担金については、各保険者に対して医療給付費の12分の4を確実に配分し、調整交付金を別枠化すること。
- (5) 同一世帯に属する各被保険者に係る賦課限度額について、緩和措置を講じること。
- (6) 資格取得について、日単位から月単位とすること。
- (7) 健康診査・保健指導等について、実態に即した実施及び財政措置を講じること。
- (8) 保険料徴収について、同一広域連合を構成する市町村間で住所移動があった場合、賦課期日又は資格取得時の市町村において徴収できるよう制度を見直すこと。

少子化対策に関する提言・要望

少子化対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が少子化対策を効果的に展開できるよう、次世代育成支援対策交付金等について、多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、交付要件を地域の実態に即した水準に改善するとともに、その総額を確実に確保すること。

また、次世代育成支援について、包括的な制度を早急に構築するとともに、制度設計にあたっては、都市自治体の意見を十分尊重すること。

2. 子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)事業について、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。

3. 子育て世帯に対する更なる所得税の減税措置を講じるなど、子育てに係る経済的負担の軽減を図ること。

4. 少子化に関する国民意識を高めるため、更なる啓発活動を行うこと。

5. 保育対策について

(1) 保育所待機児童の解消や耐震化に係る保育所施設整備等について、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図ること。

(2) 障害児保育など多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、保育所運営費等について十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、一時預かり事業(保育所型)について、地域の実態に即した運営が可能となるよう、経過措置を継続するとともに、人員配置など実施基準を緩和すること。

(3) 保育所徴収金基準額について、保護者・自治体の負担や地域の実態を考慮して見直すこと。

(4) 保育所統合により廃所となった施設の活用・解体費用について、財政支

援措置を講じること。

- (5) 保護者負担の公平性を確保するため、口頭や文書による徴収事務を認可私立保育所へ委託できるよう児童福祉法等の改正を図ること。また、悪質な保育料滞納者に係る実効ある滞納対策を講じること。
- (6) 幼保一元化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。
- (7) 認可外保育施設について、更なる安全確保対策と保育水準の向上策を図るとともに、財政措置を講じること。

6. 放課後児童対策について

- (1) 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。
- (2) 放課後児童クラブにおける事故等に対応する傷害保険制度等について検討すること。
- (3) 現行の「放課後児童健全育成事業」について、十分な財政措置を講じるとともに、障害児の受入れ、指導員の配置、補助基準の基準開設日数等について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するなど、放課後児童対策の更なる充実を図ること。
また、大規模児童クラブ（児童数 71 人以上）について、平成 22 年度以降も引き続き財政措置を講じること。

7. 子ども手当の創設にあたっては、都市自治体の意見を十分反映するとともに、これに要する経費は人件費や事務費を含め全額国庫負担とし、都市自治体の事務負担を極力軽減すること。

- 8. 児童扶養手当における所得制限限度額を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、児童扶養手当と公的年金の併給の在り方について、関係機関の連携や子育て支援の視点等を踏まえ検討すること。

9. 父子家庭についても、児童扶養手当や現行の「母子及び寡婦福祉貸付金」の対象とするなど、父子家庭も含めたひとり親家庭に対する体系的な施策の充実を図ること。
10. 児童虐待の再発防止の観点から、加害者に対して更生プログラムを義務付けるよう法整備を行うとともに、都市自治体が行う児童家庭相談に対する財政措置の拡充を図ること。
また、児童相談所の機能の拡大及び強化を図るとともに、業務内容等を勘案した組織強化等に向けた対策を講じること。
11. 子どもの医療費無料化制度を創設すること。
12. ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。
13. 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図るため、平成 23 年度以降も継続するとともに、更なる財政措置等を講じること。
また、里帰り等により受診する場合においても、安心して受診できる体制を構築すること。
14. 出産育児一時金の加算等各種経済対策で講じられた措置については、平成 23 年度以降も継続すること。
15. 病児・緊急預かり対応基盤整備事業について、平成 23 年度以降も継続すること。
16. 経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦を対象とする入院助産制度の助産施設に、診療所を加えること。

保健福祉施策に関する提言・要望

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

- (1) 生活保護費負担金については、現行の国庫負担率を堅持すること。
- (2) 国の責任において保護基準の明確化を図るとともに、地域の実態に即した級地区分の見直し、実施機関の調査権限の強化など、社会経済状況の変化に適応した制度改正を着実に進めること。
- (3) 地理的条件の悪い地域の居住者が日常生活上の用に供する自動車の保有が可能となるよう制度の改善を図ること。
- (4) 介護保険施設の個室等については、居住費の負担のない場合など特別な場合を除き、新規の入所者の利用は認められていないが、特別養護老人ホームの大半が個室・ユニット化され、今後、施設入所が困難になることから、個室等の利用に係る取扱い等について早期に改善すること。
- (5) 生活福祉資金貸付制度について、地域の実情を踏まえた適切な運用方策を検討すること。
- (6) 自立意欲のある生活保護受給者が救護施設から退所した後の住居費・生活諸費を就職支度費に加算することについて、検討すること。

2. 福祉制度の改正等に伴う電算システム改修経費等について、地域の実態を踏まえた十分かつ適切な財政措置を講じること。

また、制度改正の実施にあたっては、速やかに情報提供を行うとともに、十分な準備期間を設けること。

3. 原子爆弾小頭症患者の生活実態を十分に把握し、被爆者相談事業の拡充強化など実態に即した支援措置を講じること。

4. 原子爆弾被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の立場に立って、制度運用を図るとともに、より速やかな審査に努めること。

5. 中国残留邦人等に対する老齢基礎年金を補完する支援給付について、経費の全額を国が負担すること。

6. 民生委員・児童委員の定数について、高齢化の進展や生活実態の変化等に即応した委員配置を行うため、定数基準を見直し増員を図ること。

障害者福祉施策に関する提言・要望

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者自立支援法について

- (1) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付及び地域生活支援事業について、自治体間格差を解消するとともに、超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
また、サービス利用者の公平性を確保するため、利用者負担等について一層の軽減策を講じること。
- (2) 各種サービスについて、生活実態との乖離や地域格差が生じないように、障害程度区分判定について障害特性を十分反映させた基準とするとともに、認定期間や支給期間については、障害者の実態に即したものとなるよう配慮すること。
- (3) 障害者デイサービス事業所の地域活動支援センターへの移行を促すため、規模や職員配置に関する補助基準を緩和すること。
- (4) 利用者負担の軽減や事業所に対する激変緩和措置については、利用実態等を十分踏まえ、制度の安定的な運営に向けた対応を行うこと
- (5) 障害者自立支援法を廃止して、施策の見直しを行うことについては、性急な変更により現場に混乱を招かぬよう、早期に適切な情報を提供し、国民の理解を深めるとともに、十分な準備期間を設け、都市自治体の意見も踏まえて計画的に実施すること。
また、システム改修経費をはじめ制度の見直しに伴う費用に対して、十分な財政措置を講じること。

2. 障害者（児）の多様なニーズに適応した福祉施設の整備や運営について、更なる財政措置の充実を図ること。

3. 障害者施策に関する制度変更については、早期に適切な情報を提供し、十分な準備期間を設け、国民の理解を深めるとともに、都市自治体の意見を踏まえて計画的に実施すること。

また、電算システム改修経費をはじめとする制度変更に伴う経費について、十分な財政措置を講じること。

4. 精神障害者に係る公共交通運賃及び有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る運賃割引等の利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等について、関係機関へ要請すること。
5. 重度障害者（児）の医療費について、財政措置の拡充を図ること。
6. 障害者福祉に対する総合相談支援体制を確立し、十分な財政措置等を講じるとともに、特に、発達障害者（児）に係る各種支援サービス等の制度化について検討すること。
7. 障害者等が障害者用駐車スペースを円滑に利用できるよう、「パーキングパーミット制度」の全国的な導入を図ること。
8. 障害児通園施設と保育所、幼稚園を併せて利用する場合や複数の児童を療育する場合等について、一層の保護者負担の軽減措置を講じること。
9. 自立支援医療（更生医療）の再認定に係る医師の意見書の提出について、精神通院医療同様2年に1度とすること。

地域医療保健に関する提言・要望

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師確保対策について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする深刻な医師不足の解消や地域ごと・診療科ごとの医師偏在の是正を図るため、都道府県域を越えた需給調整システムや医師派遣体制の構築等を着実に推進すること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (2) 医学部定員の更なる増員等により、医師・看護師等の絶対数を確保するとともに、各種対策に係る十分な財政措置等実効ある措置を早急に講じること。

- (3) 医師等の不足が深刻な特定診療科や救急医療において、医師・看護師の計画的な育成、確保及び定着が図られるよう、実効ある施策及び十分な財政措置を講じること。

また、産科・小児科医の集約化・重点化にあたっては、自治体病院に適切な配慮を行うこと。

- (4) 医学部入学に際し、実効ある「地域枠」を設けること。

また、地域医療を担う医師を養成するための「奨学金制度」等の創設や医学部における「専門講座」の設置を促進するとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 看護師・助産師等の養成・確保を図るため、養成機関の充実や労働環境の改善等適切な措置を講じるとともに、財政措置等の充実を図ること。

- (6) 育児休業後の円滑な職場復帰等、女性医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

- (7) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療が維持・確保できるよう制度の改善を図ること。

- (8) 医師に一定期間、地域医療従事を義務付けることについて検討すること。

2. 自治体病院等について

(1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるとともに、廃止を余儀なくされている病院に対し、適切な措置を講じること。

また、病院事業債の所要額を確保し、償還期間の延長を図ること。

(2) 地域医療の確保に支障が生じることのないよう、公立病院改革ガイドラインを推進すること。

また、病院の再編・統合に要する経費について、十分な財政措置を講じること。

(3) 医療過疎が進む地域においても高度医療を受けることができるよう、中核病院を中心とした広域高度医療ネットワークの構築を促進すること。

(4) 自治体病院の医師及び看護師の定員を一般職とは別枠とするよう、集中改革プランに係る定員管理の適正化計画の見直しを行うこと。

3. 救急医療について

(1) 小児救急医療をはじめとする救急医療や周産期の医療体制整備及び運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

また、軽症患者の時間外受診への対応については、救急医療従事者の負担軽減を図るための措置を講じること。

(2) 第三次医療機関・救命救急センターについて、ドクターヘリの導入を促進し、救命救急医療体制を充実するとともに、財政措置の拡充を図ること。

4. がん対策の一層の充実を図るとともに、「がん対策基本計画」における受診率を達成できるよう、市町村が実施するがん検診事業に対する財政措置を講じること。

また、女性特有のがん検診事業については、平成 22 年度以降も継続するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 予防接種等について

(1) 新型インフルエンザ対策について

① 国において、感染者の発生状況等を適切に把握し、その情報を正確かつ迅速に公表するとともに、国・地方公共団体をはじめ関係機関におけ

る情報の共有化を図ること。また、国民に対しても、的確な情報提供及び広報を迅速に行うこと。

- ② 国は、インフルエンザワクチンの確保及び優先接種対象者に対する接種機会の確保を確実に実施するとともに、接種について地域格差が生じることのないよう十分配慮し調整すること。

また、優先接種者以外の者についても、国の責任において確実に接種できるよう措置すること。

さらに、低所得者対策については、国の責任において確実に措置すること。

- ③ ワクチン接種に伴う健康被害を極力防ぐため、引き続き当該接種の安全性や有効性を十分検証するとともに、その結果について、広く国民等に周知すること。

- ④ 発熱相談センター・発熱外来・緊急搬送機関確保などの医療提供体制の整備、医療機関や社会福祉施設等への損失補償制度の創設、影響を受ける事業者や観光関連産業への支援等については、国の責任において万全の対策を講じること。

- ⑤ 新型インフルエンザの感染予防及び拡大防止等のため、都市自治体の実施する対策について、必要な支援策や十分な財政措置を講じること。

(2) インフルエンザ菌 b 型(Hib)及び肺炎球菌ワクチンの予防接種について、早期に定期接種として位置付けるとともに、住民に対する普及啓発や接種費用の軽減等について、必要な措置を講じること。

(3) 医学的判断により生後 6 ヶ月以降 1 歳に達するまでの期間に行われる BCG 接種について、定期接種として位置付けること。

(4) 日本脳炎接種の差し控えにより、法定の年齢から外れてしまう者について、接種が再開された際は定期接種として位置付けるとともに、当該接種費用について財政措置を講じること。

(5) 平成 20 年度から 5 年間の時限措置として実施されている麻しん予防接種について、十分な財政措置等を講じること。

(6) 都市自治体が費用を負担する任意予防接種事業に対する財政措置を講じること。

(7) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により保護された者に対する予防接種について、地域格差が生じないよう適切な措置を

講じること。

6. 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を解消し、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、すでに実施している各種医療助成について、財政措置を講じること。

7. 寡婦の医療費について、軽減策を講じること。
8. 住民検診に係る高額医療機器の整備について、財政措置の充実を図ること。
9. 保険適用外の不妊治療のうち、人工授精及び既に助成制度のある特定不妊治療を保険適用とするとともに、治療が受診しやすくなる対策を講じること。
10. 母子保健衛生費及び小児慢性特定疾患治療研究費に対し、必要な財政措置を講じること。

国民年金に関する提言・要望

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 将来に向けて持続可能な年金制度を構築するため、最低保障年金を含め、その在り方について国民的な議論を行ったうえで、適切な見直しを行うこと。
2. 受給資格を満たせない無年金者及び定住外国人無年金者に対し、国の責任において一定の救済措置を講じること。
3. 国民年金事務費交付金について、超過負担が生じないよう適正に交付すること。
4. 年金裁定請求事務等の国への移管、裁定請求の結果の市町村への通知、市町村窓口での事務の簡素化、被保険者の利便性に十分配慮した方策などについて検討すること。

水道事業に関する提言・要望

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、上水道における老朽化した水道施設の再構築事業、水道広域化施設整備事業及び施設の耐震化事業等の推進について、採択要件を緩和するとともに財政措置の拡充等を図ること。

特に、平成 21 年度まで緩和されている水道水源開発等施設整備費国庫補助金の採択基準については、引き続き当該措置を継続すること。

2. 水道水源の開発に供するダムの改修等について、水道水源開発施設整備費の補助対象とすること。

3. 簡易水道の統合促進事業については、地域の実情に応じた採択要件にするとともに、統合後の上水道について、健全経営が維持できるよう財政措置を拡充すること。

なお、簡易水道事業の上水道への統合については、画一的な対応を求めないこと。

4. 水道事業の変更認可申請について、事務の簡素化等を図る視点から、条件緩和を図ること。

5. 計量法における水道メーターの検定有効期間について、延長を図ること。

雇用就業対策に関する提言・要望

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 緊急雇用対策等について

緊急雇用創出事業やふるさと雇用再生特別基金事業などの緊急的な雇用・経済対策については、地域の実態を踏まえた雇用創出を図るため、より弾力的な運用を可能とするとともに、国民をはじめ関係機関による連携のもと、積極的かつ強力に雇用・経済対策を推進すること。

また、雇用環境の改善には総合的かつ継続的な取組を要することから、当該対策を拡充するとともに、十分な予算措置を講じること。

2. 具体的な就業者対策について

- (1) 非正規労働者等の雇用が安定したものとなるよう、雇用保険制度の適用を拡充するなど、セーフティネット機能の充実を図ること。
- (2) 経済的に不安定な若者の就労支援を充実すること。
- (3) 住まいを失った労働者等の住宅対策のため、雇用促進住宅の譲渡・廃止方針を見直すこと。

3. 「仕事と家庭の調和」を推進する事業者等に対して、支援措置を拡充すること。

また、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進するため、子育て女性の再就職支援の強化、育児休業を取得しやすい職場環境の整備、育児休業給付金の充実等を図ること。

4. ILO第175号条約を批准するなど、非正規労働者の雇用環境を改善すること。

5. 中小企業勤労者福祉サービスセンターについて、新たな支援策を講じること。

廃棄物・リサイクル対策に関する提言・要望

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な廃棄物政策について

- (1) 循環型社会を実現するため、拡大生産者責任の強化を図るとともに、都市自治体に配慮したより良いリサイクル制度を構築するべく、現行のリサイクル制度の検証と併せ、新たなリサイクル制度について検討すること。
- (2) 多様な廃棄物に係る効率的で低コストのリサイクル技術を開発するとともに、リサイクル製品の流通体制の確立など総合的な廃棄物再生利用対策を強力に推進すること。
- (3) 有害性・危険性などの視点から自治体による処理が困難な一般廃棄物について、処理過程の安全性を確保するよう製造事業者の責務を明確にするるとともに、製造事業者による製品の引取り及び処理について、法的な義務付けを行うこと。
- (4) 家庭から排出される在宅医療廃棄物の処理について、自治体の責任とすることなく、医療機関等を通じ、最終的には製造者責任として再資源化を推進すること。
- (5) 放置産業廃棄物の早期撤去について、法的規制の整備や財政措置の拡充など施策の充実を図ること。

2. 廃棄物処理施設等について

- (1) 廃棄物処理施設の設置については、施設の集中等に伴う地域での紛争を回避するべく適切な措置を講じること。
- (2) 循環型社会形成推進交付金制度について、廃棄物処理施設の基幹的改良やごみ固形燃料製造施設の運営に対する支援措置を拡充するとともに、災害廃棄物用ストックヤードの整備に対する財政措置を講じること。

また、施設整備と一体に行われる余熱利用施設等の周辺環境整備についても、交付対象とすること。

さらに、複合バイオマスメタン発酵施設の整備について、都市自治体が活用しやすい制度となるよう積極的な支援を行うこと。

(3) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等に対しても財政措置を講じること。

また、施設解体時に実施するダイオキシン類濃度測定費用について、適切な財政措置を講じること。

3. 家電リサイクル制度について

(1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い制」に仕組みを改めることとし、5年後の制度見直しに限定することなく、現状を踏まえ前倒しで検討を行うこと。

また、消費者が預託するリサイクル費用を事業者が適正に管理運用できる仕組みを構築すること。

(2) 家電リサイクル制度について、適切な財政措置を講じるとともに、都市自治体と事業者との協力体制について、自治体が活用しやすい仕組みとするよう更なる支援を行うこと。

(3) 不法投棄対策を十分考慮した上で、対象品目の更なる拡大を図ること。

(4) 不法投棄された廃家電製品に係る処理等については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が費用負担や収集、運搬、処理等を義務付けるとともに、排出者等の利便性に配慮した環境の整備を推進すること。

4. 容器包装リサイクル制度について

(1) 拡大生産者責任の原則に基づき、都市自治体と事業者との役割分担の更なる見直しを行い、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、現在、自治体が負担している収集、選別、保管等の費用を事業者負担とすること。

(2) 容器包装リサイクル制度について適切な財政措置を講じるとともに、容器包装の範囲の周知徹底や飲料用容器等のデポジット制及びリターナブル容器の普及等により、容器包装の発生抑制を図ること。

また、容器包装の軽量化や容器等の設計段階から分別・リサイクルに配慮した仕様を事業者が義務付けること。

(3) プラスチック製容器包装の再商品化手法及び指定法人が定めるプラスチック製容器包装の「引き取り品質ガイドライン」について、自治体の意向が反映されるよう見直しを行うこと。

生活環境等の保全・整備に関する提言・要望

地域社会における快適で安全な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地球環境保全について

- (1) 地球環境保全対策として、環境税の創設等による誘導・規制措置を講じるとともに、新エネルギーの導入、省エネルギーや環境にやさしい交通機関の普及・促進等総合的な対策について、財政措置を含め、支援体制を強化すること。

また、長期的な温室効果ガスの削減目標の達成に向け、国、地方自治体が協力して取り組みを進められるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

- (2) 地球温暖化に伴う動植物への影響について、調査・分析を着実に実施するとともに、適切な保護対策を講じること。

2. アスベスト対策について

- (1) アスベストに起因すると考えられる健康被害を受けるすべての住民を対象に、継続的な健診体制等を確立するとともに、当該費用について財政措置を講じること。

また、「一般環境経路による石綿ばく露健康リスク調査」の対象範囲を拡大すること。

- (2) すべての建築物におけるアスベストの除去等の改善措置に対し、十分な支援措置を講じること。

- (3) アスベスト対策に係る環境基準を設定するとともに、大気中のアスベスト濃度について、より正確かつ迅速に測定できる方法を開発すること。

また、各省それぞれで把握しているリスク情報を一元化し、公表するとともに、トレモライト等新たに確認されたアスベストについて、輸入・流通経路等の情報提供を適切に行うこと。

- (4) 住民の安全・安心な生活を確保するため、アスベスト飛散防止措置を適切に講じない所有者に代わり、都市自治体が当該措置を代執行できるよう法整備を行うこと。

3. 浄化槽設置整備事業について財政措置を拡充するとともに、合併処理浄化槽への転換を促進するべく、支援策を講じること。
4. 地域における環境保全活動の推進について、財政措置の拡充を図ること。
5. 世界遺産登録に向けた地域の取組に対し、更なる支援措置を講じること。
6. 特定外来生物への対応について、生息状況の調査及び広報活動を行うとともに、効果的な防除手法を開発し防除体制の整備を図ること。また、都市自治体が行う関係事業について、積極的な財政措置を講じること。

公立学校施設等の整備に関する提言・要望

公立学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設等の耐震診断及び耐震補強事業等について、財政措置の拡充を図ること。

特に、耐震補強事業に係る補助単価等については、地域の実態に即した見直しを行うこと。

2. 地震防災対策特別措置法により実施されている地震対策事業については、公立学校施設の耐震化を計画的かつ安定的に推進するため、財政措置を延長するとともに、地域の実態を踏まえ、対象事業を拡大すること。

また、同法改正により耐震補強事業の補助率が引き上げられたが、すでに同事業を実施した都市自治体に対しても、当該補助率の遡及措置を講じること。

3. 公立学校施設等について、新增築・改築事業を計画的に推進できるよう、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うなど、財政措置の拡充を図ること。

4. 国有学校用地の利用について、無償譲渡又は無償貸付とし、改築承諾料の徴収を廃止すること。

5. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

6. 小中学校の統廃合を推進するにあたり、地方交付税等に影響を及ぼすことのないよう、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

7. 社会体育施設及び社会教育施設等の耐震化及び災害復旧に係る施設整備事業等について、財政措置の拡充を図ること。

8. 学校ICT化環境整備事業について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

義務教育施策等に関する提言・要望

義務教育施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
- (3) 教育委員会の設置について、選択制を導入すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、少人数学級等の推進に向け、当面、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。
- (2) 帰国、入国児童・生徒が多数在籍する学校への教職員配置等の充実を図ること。また、外国人児童生徒の教育環境が適切かつ平等に保障されるよう、所要の措置を講じること。
- (3) 専任の司書教諭等の全校配置等、学校図書館における人的配置の充実を図ること。
- (4) 生徒指導等に配慮を要する学校への養護教諭の複数配置を促進すること。
- (5) 食育の推進を図るため、学校栄養職員とは別枠で学校栄養教諭を配置すること。
- (6) スクールカウンセラーについて、絶対数が不足している学校等へ効果的に配置できるよう配慮すること。
- (7) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、学級担任の確保等、教員の補充について十分配慮すること。
- (8) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置の充実を図ること。
- (9) 外国語講師等の確保等について、地域の実態に即した配置計画を策定す

るとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、ALT（外国語指導助手）の学校訪問活動に係る諸経費についても、地方財政措置を講じること。

- (10) スクールソーシャルワーカー活用事業について、安定的な実施が図れるよう制度を見直し、十分な財政措置を講じること。
- (11) 不登校児童生徒に適切に対応するため、適応指導教育への支援措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 普通学級に在籍する障害児や、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥・多動性障害）等の児童・生徒に対する特別支援教育支援員等の適正配置など、十分な財政措置を含め、特別支援教育の充実を図ること。
- (2) 特別支援学級における児童・生徒の定数の見直しを行うこと。
- (3) 入退院を繰り返す児童・生徒に配慮し、院内学級について入学手続きの簡素化を図ること。
- (4) 障害者に対する正しい理解を深めるための啓発活動について、支援措置を講じること。
- (5) 就学前における発達障害の早期発見や適切な発達支援を図るため、人的配置について十分な財政措置を講じること。
- (6) 社会的自立に向けた教育を受けることができるよう、高等学校における特別支援教育の推進体制の充実を図ること。

4. 小中一貫教育を推進するため、義務教育学校設置に係る法整備等を早期に行うこと。

5. 幼稚園・小中学校の統廃合に伴う都市自治体の財政負担等に対し、所要の支援措置を講じること。

6. 学校給食費の未納問題に対処するべく、必要な法整備等を行うこと。

7. 要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学奨励費等について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保すること。

8. 学校間ネットワークのセキュリティー向上など、情報環境整備事業への支援措置を充実すること。
9. 放課後児童対策について、地域の実態に柔軟に対応した運営を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、「放課後子ども教室推進事業」や「放課後児童健全育成事業」について、国の所管を一本化する等、一体的に推進できる体制に整備すること。
10. 高等学校授業料の無償化については、全額国庫負担とするとともに、市町村を事業主体とはしない間接給付等の方法で実施すること。
11. 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないように、十分な財源を確保するとともに、保護者負担の軽減を図るため、所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。
12. 幼保一元化の推進の一環として、幼稚園を指定管理者制度等の対象とすること。
13. 地方文化の振興を図るため、史跡、埋蔵文化財等の保存・整備・調査等について、財政措置の拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言・要望

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 魅力ある都市づくりを実現するため、都市自治体が自主的・主体的な取組ができるよう、都市計画法及び建築基準法における権限を都市自治体に移譲すること。

また、企業立地を促進するため、開発行為手続きの迅速化を図ること。

2. 中心市街地の活性化を図るため、継続的な対策を講じること。

3. 交通結節点の円滑な整備を推進するため、駅前広場等の整備に係る関係者間の協議調整・手続きのルール等を整備すること。

4. 市街地の基盤整備促進について

(1) 土地区画整理事業について、採択要件の緩和、必要な財源の確保及び税制上の優遇措置を講じること。

(2) 市街地再開発事業について、事業者に対する融資制度の改善、地方負担の軽減及び財政措置の拡充を図ること。

5. 街路事業を着実に推進するため、財政措置の充実を図るとともに、事業期間の延伸等について弾力的な対応を行うこと。

6. 連続立体交差事業及び関連するまちづくり事業に対して、財政措置を拡充すること。

7. 国土の均衡ある発展を図るため、関連する各種の国家的プロジェクト等を着実に推進すること。

8. 建設発生土等の有効利用を図るため、「建設リサイクル推進計画2008」を推進すること。特に、良質な建設発生土を求める都市自治体が容易に確保できるよう措置を講じること。

9. 国から譲渡された法定外公共物の維持管理費について、財政措置を講じること。

下水道の整備促進に関する提言・要望

基幹的な生活環境施設として極めて重要な下水道の整備を効率的・効果的に促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 下水道事業の計画的な整備を促進するとともに、合流式下水道の改善、老朽化する管きょ施設の改築・更新の促進が図られるよう、所要の財政措置を講じること。
2. 局地的大雨や都市化の進展に伴う内水氾濫等災害の防止・軽減を図るため、浸水対策、安全対策について所要の財政措置を講じること。
3. 人口規模等により高額となっている下水道事業の資本費について、交付税措置の充実を図ること。

公共事業用地の確保等に関する提言・要望

公共事業を円滑に推進するため、公共事業用地の確保等に関し、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除額の引上げ等、税制上の優遇措置を拡大すること。
2. 市町村等の公共事業用地先行取得に係る農地取得制限の緩和を図ること。
3. 土地開発公社経営健全計画の着実な推進を図るため、都市のおかれている財政状況等を踏まえ、第三セクター等改革推進債をはじめとする財政措置の充実を図ること。
4. 地理空間情報システムについては、今後の活用を踏まえ、地図情報基盤を統一するなど広域・総合的な観点で推進するとともに、事業実施に必要な財政措置の充実を図ること。

都市公園の整備促進等に関する提言・要望

緑と潤いある安全で良好な生活環境を形成する都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の整備を着実に推進するため、都市公園事業、緑地環境整備総合支援事業に対し、十分な財政措置を講じること。
2. 都市における緑地保全を図るため、歴史的風土特別保存地区、近郊緑地特別保全地区の指定について、都市自治体の意向を踏まえ適切な措置を講じること。
また、都市緑地法による緑地の公有化に対し必要な措置を講じるとともに、民有地等の緑を保全するため、土地所有者への税制上の優遇措置等を講じること。
3. 地域の要請を踏まえ、積極的に国営公園の選定、整備促進を行うこと。
4. 地域の歴史的街並みを守るため、景観形成総合支援事業等における歴史的建造物等の保全等に対する財政措置の拡充を図ること。

雪寒地帯の振興に関する提言・要望

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雪寒地帯における市町村道の除雪費に対する安定的な財政措置を講じること。

また、雪寒指定路線の指定に当たっては、地域の実態に応じて弾力的な運用を図ること。

2. 河川水を消融雪用水として使用できるよう、水利権の弾力的な運用を図ること。

3. 豪雪地域における積雪期の地震対策の調査・研究について、総合的・専門的な観点から、国において適切な対策を講じること。

道路整備財源の確保に関する提言・要望

都市生活を支える重要な基盤施設である道路の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方の計画的な道路整備のための財源確保について

- (1) 地方の必要とする道路整備が引き続き計画的に実施できるよう、地方の意見を踏まえ、必要な財源の充実強化を図ること。
- (2) 都市自治体が必要とする道路整備やバス路線廃止等に伴う代替交通の確保等に充当される「地域活力基盤創造交付金」については、地方公共団体が作成した地域活力基盤創造計画に記載されている事業の実施に支障が生じないように必要となる財源を確保するとともに、運用の更なる弾力化を図ること。
- (3) 事業評価の実施に当たっては、交通量を基準とする評価手法だけではなく、救急医療、地域活性化、安全・安心の確保など地域にもたらす様々な効果を総合的に評価する仕組みを導入すること。

2. 有機的な道路ネットワーク整備のための財源確保について

- (1) 高速自動車道、一般国道、地方道等による有機的なネットワークを形成し、円滑な交通体系の確立を図るため、整備に当たっては、地域の実情を十分勘案して必要な財源を確保し、早期の完成を図ること。
- (2) 新直轄方式の高速道路については、地域の実情等を十分に勘案し整備促進を図るとともに、抜本的見直し区間の整備に着手すること。また、実質的な地方負担が生じないように措置すること。
- (3) インターチェンジ及びアクセス道路の整備促進等を図ること。
- (4) 道路の拡幅、パークアンドライドなど渋滞解消対策を促進すること。
- (5) 市町村合併による地域間の交流・連携を図る合併支援道路や広域連携道路などの整備を促進すること。

3. 高速道路の無料化については、地方が必要とする道路の整備に支障が生じないように、道路整備のための財源確保方策についても明確に示すこと。

4. 道路の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

- (1) 直轄国道の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。
- (2) 権限移譲する個々の直轄国道の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

5. 橋梁の長寿命化修繕計画策定に対する財政措置を拡充するとともに、対象橋梁の範囲を広げること。また、橋梁の維持補修及び架け替え等に対する財政措置の充実を図ること。

6. 道路整備に当たっては、環境に十分配慮するとともに、地域住民の意向を考慮すること。

7. 道路の無電柱化を促進するため、必要な財政措置や技術支援等を充実するとともに実施箇所選定の要件等の緩和を図ること。

運輸・交通施策の推進に関する提言・要望

運輸・交通施策の更なる推進及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 整備新幹線について

- (1) 整備新幹線の建設財源を安定的に確保し、早期開業を目指すとともに、未着工区間については早期の着工及び事業化を推進すること。
- (2) 整備新幹線の建設費に対する沿線自治体の負担について財源措置を講じること。

2. 整備新幹線の並行在来線について

- (1) 新幹線貸付料について、地方負担に見合った配分を検討すること。
- (2) 並行在来線の初期投資への起債の拡充を図るとともに交付税措置を講じること。
- (3) 貨物鉄道線路使用料に関する調整制度の充実を図ること。

3. リニア中央新幹線の早期実現に向けて、調査終了後は直ちに整備計画に格上げするとともに、実用化確認試験について期間短縮に努めること。

4. 鉄軌道の整備促進等について

- (1) 主要幹線鉄道、都市鉄道、地方鉄道及びLRT等の鉄軌道の利便性の向上及び整備促進に必要な財政支援措置を講じること。
- (2) 鉄道軌道輸送高度化事業費補助について、安全運行に不可欠な鉄道基盤整備（線路・電路や車両等）の維持修繕費についても助成の対象とするよう支援措置の更なる拡充を図ること。
- (3) 厳しい経営状況にある地方鉄道に対し、健全経営が行えるよう支援施策等を講じること。

(4) 鉄道駅等の交通結節点の整備を推進するため、駅前広場・自由通路等の整備に係る協議調整・手続きのルール化及び公的位置づけについて、適切な措置を講じるとともに自治体の負担軽減を図ること。

5. 高齢者、身体障害者等の移動の円滑化（バリアフリー化）について

(1) 駅周辺における交通環境のバリアフリー対策や、公共交通事業者等が行うバリアフリー化整備事業に対し、必要な財政措置を講じること。

(2) 円滑化事業の対象となる特定旅客施設の要件となっている「一日あたりの利用者数」の基準を引き下げること。

(3) 高齢者や障害者等の利用実態により対象とする施設についても、特定旅客施設と同様の措置を講じ、事業実施の目標時期を明確化すること。

6. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務づけること。

また、駐輪場設置のための鉄道用地について、無償貸与とする等の適切な措置を講じること。

7. 空港の整備の推進等について

(1) 空港施設及び周辺地域の総合的な整備を積極的に推進し、空港を活用した地域振興策の拡充を図ること。

(2) 地方空港における就航便を確保すること。

(3) 乗継便の運賃割引制度の拡充を図ること。

(4) 民間事業者が運営する空港に対しては、周辺地域からの騒音に対する苦情に真摯に耳を傾け、「航空機騒音に係る環境基準」に準拠した騒音測定を実施するよう国から指導すること。

8. 水上バイクによる死亡・傷害事故が多発していることから、違反行為を厳格に取り締まれるよう執行体制を強化するとともに法令及びルール周知徹底を図ること。

9. 国民生活の安全・安心を守るため、沿岸警備・海上保安体制を強化すること。

生活交通の維持に関する提言・要望

生活交通を確保し、地域交通ネットワークを維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域住民の生活に不可欠な移動手段を確保し、小規模な自治体でも安心して日常生活、社会生活が送れるよう、真に地域が必要とする公共交通施策を推進するために十分な財政支援の充実を図ること。
2. 地域住民にとって最も身近な交通機関である地方バス路線、コミュニティバス路線の維持に関する財政支援の充実を図ること。
3. 島しょ部の生活交通として欠かせない航路を確保していくことができるよう、離島航路維持に関する財政支援の充実を図ること。
また、離島航路以外の航路についても、航路の維持を助成するための財政支援措置を講じること。
4. 環境に配慮した交通体系の構築を促進するため、L R T整備や低公害車普及に対する支援措置を充実すること。
5. タクシーが地域公共交通として機能を十分に発揮できるよう、タクシー適正化・活性化法に基づくタクシー事業の調整を促進させるための支援措置を講じること。

港湾・海岸に関する提言・要望

国民生活・産業活動を支える重要な社会資本である港湾・海岸保全等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業の促進を図るため、必要な予算を確保すること。
2. 地震、津波、高潮及び台風等の自然災害から国民の財産・生命を守り、迅速な災害復旧等を可能にするため、ハード・ソフト一体となった港湾・海岸における総合的な防災・減災対策を強化・促進すること。
また、大規模災害発生時において、国を含めた港間連携協働体制の早期確立を図ること。
3. 我が国経済の活性化を図り、民需・雇用の創出に資するため、国際流通港湾及び地方港湾の物流機能の強化を図り、総合的な物流基盤施設及び幹線臨港道路の整備の推進を図ること。
4. 効率的な国内物流体系を構築するため、安全かつ大量輸送を可能とする海上輸送を中心とした物流へのモーダルシフトを促進すること。
5. 地域の活性化に資するため、港湾・海辺の資産を活用した交流空間の整備・充実等を推進し、「みなとまち」の振興施策の推進・拡充を図ること。
6. 侵食が進んでいる海岸について、浸食対策への技術的支援を講じるとともに、離岸堤の整備など海岸侵食対策事業に対し財政措置の充実を図ること。
7. 海面処分場を確保するため、廃棄物埋立護岸の整備を促進すること。

8. 老朽化した港湾施設の有効活用を図るため、維持補修に対する財政措置の充実を図ること。

9. 港湾の保安対策を推進するため、財政措置の拡充を図ること。

10. 漂着・漂流ごみ対策について

(1) 新たに制定された海岸漂着物処理推進法に基づく「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を早急に策定するとともに、海岸漂着物に係る関係法令の整備を行うこと。

(2) 市町村が漂着・漂流ごみの適正処理に要した経費に対し十分な財政措置を講じるとともに、一斉清掃活動等の啓発・普及に努めること。

(3) 諸外国による海洋不法投棄を防止するため、日本海沿岸諸国と不法投棄防止対策や適正処理について協議を行うこと。

(4) 漂流ごみの海上回収を行う専用船舶の配備を充実し、漂流ごみの漂着前回収に積極的に取り組むこと。

治水事業等の推進に関する提言・要望

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 局地的大雨等による河川の氾濫・洪水から住民生活を守ることができるよう、危険箇所の総点検、堤防等の整備・強化、危険情報提供システムの充実等、総合的な治水対策事業の着実な推進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、準用河川の改修事業等に対する財政措置の拡充を図ること。

2. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、所要の財政措置を講じること。

また、土砂災害特別警戒区域における対象住民に対する支援措置をさらに拡充すること。

3. 河川の権限移譲に関する関係市との協議・調整について

(1) 一級河川の国から都道府県への権限移譲に当たっては、移譲後も移譲前と同水準の整備及び管理が担保される仕組みを構築すること。

(2) 権限移譲する個々の一級河川の選定に当たっては、移譲後の管理水準を含め、関係市と十分に協議を行うこと。

4. 水利権については、小水力発電をはじめとする水需要に合わせた水利使用調整など弾力的な運用を促進すること。

5. 特定多目的ダム建設に要する費用の負担について、基本計画の変更による増額が当初予定とかけ離れた負担額となることのないよう、負担限度額設定等の措置を講じること。

6. 都道府県の収入となっている流水占有料等については、河川流域都市の置かれている状況を踏まえ、法改正等により当該都市にも財源配分が可能となるよう制度を見直すこと。

住宅・建築施策に関する提言・要望

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 指定確認検査機関制度について、改正の効果や問題点を適切に把握するとともに、更なる制度改正等の必要性について検証すること。なお、その際、国、地方公共団体、指定確認検査機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にするよう特に留意すること。
2. 木造住宅の耐震化を促進するため、耐震改修工事の技術開発に取り組むとともに、施工業者認定制度を創設すること。
3. 管理放棄された土地・住宅等については、住民の安全を守る観点などから、地方公共団体等が弾力的に対応できるよう、法整備や財政措置を講じること。

観光に関する提言・要望

観光は関連する産業のすそ野が広く、地域経済への波及効果の大きい分野であることから、地域の観光産業の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光立国の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、観光振興策に対する支援及び財政措置を講じること。
2. 大都市空港等から地方空港への航空路線を充実させるとともに、地方都市と大都市を結ぶ交通アクセスの充実を図ること。
3. 訪日外国人旅行者にとって分かりやすく、低廉な運賃施策や利便性が高く割安感のある商品開発施策を推進すること。

農業の振興に関する提言・要望

農業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

また、農業の戸別所得補償制度等については、その詳細を早急に明らかにするとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討されたい。

1. 米政策の推進について

- (1) 米戸別所得補償制度については、具体的な内容を早急に明らかにするとともに、農家が安心して生産できる制度とすること。
- (2) 水田を有効活用して、麦・大豆・新規需要米等の生産を行う販売農家に対する財政支援の充実を図るとともに、新規需要米の流通経路の確立など生産拡大に向けた支援策を講じること。
- (3) 水田・畑作経営安定対策の推進に当たっては、加入者のメリットが図られるよう対策の充実を図ること。
- (4) 地域協議会等の運営等が効率的に実施できるよう業務内容の見直しを行うとともに、財政支援の充実を図ること。

2. 新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に当たっては、自給率の向上、食料の安定供給、農業経営の基盤強化等を図るなど、農業の担い手が安心して営農に取り組めるような計画とすること。

3. 多様な担い手や新規就農者を確保・育成し、経営発展や雇用創出を図るため、経営相談や就農情報の提供、技術指導・研修等を充実強化するとともに、農地取得の下限面積について更なる検討を行うこと。

また、農業経営に必要な制度資金の充実強化や農業用機械、施設の導入経費等への更なる財政支援措置を講じること。

4. 中山間地域等直接支払制度については、平成22年度以降も継続するとともに、手続きの簡素化や要件の緩和、財政措置の充実強化など制度の更なる見直しを行うこと。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化を図るため、農地・水・環境保全向上対策の恒久的実施と制度の拡充及び財政措置を強化するとともに、農商工連携の推進及び都市と農山村の交流促進に必要な措置を講じること。

5. 食料自給率向上対策について

- (1) 国民の食料供給に対する不安を解消するため、食料自給率向上に向けた抜本的な対策を早急に講じること。
- (2) 学校給食等における地産地消の推進に向けた取組の一層の拡充を図ること。

6. 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金など耕作放棄地の再生・利用に向けた地域の活動を総合的・包括的に支援する制度の充実を図ること。

7. 都市と農地・農業との調和を図り、農地・農業が有する多面的機能を強化するため、都市における農地等の確保・保全を図ること。

また、都市農業の振興を図るための包括的な制度等を創設し、都市農業振興施策に取り組む地方公共団体等に対する支援を充実強化するとともに相続税の納税猶予等、税制上の措置を拡充すること。

8. 農業振興地域の指定に係る専門的知識・技術を市が備えている場合は、都道府県から市へ指定の権限を移譲すること。

また、農用地区域の指定・変更に当たっては、都道府県の同意を不要とするよう必要な措置を講じること。

9. 農業農村整備事業の推進について

- (1) 土地改良事業を円滑に推進するため、土地改良施設の維持管理等に係る制度の継続及び拡充、並びに財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 農業用水の水質保全や農村地域の生活環境の改善及び湖沼、河川の水質浄化に資する農業集落排水事業を推進するとともに、公共下水道との統合・連携が円滑に図られるよう、手続きの簡素化など支援制

度の更なる改善を図ること。

- (3) 農業用水等を活用した小水力発電を推進し、農業振興及び農業・農村の多面的機能の拡充が図られるよう、水利権の調整など発電施設の整備等に係る手続きの簡素化や法整備等、所要の措置を講じること。

10. 食の安全・安心確保対策について

- (1) 牛海綿状脳症（BSE）対策についてはリスクコミュニケーションを十分図りつつ、発生防止策及び安全確保対策を継続すること。

また、自治体を実施する20ヶ月齢以下の牛を対象としたBSEスクリーニング検査に係る平成20年8月以降の費用について十分な財政措置を講じること。

さらに家畜等に係る新たな感染症等の問題に対応するため、予防体制を整備すること。

- (2) 食の安全・安心に関する国民の信頼を回復するため、食品安全対策の強化を図ること。

また、安全・安心な農産物の安定的な生産・供給のため、地産地消等を推進すること。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化について

- (1) 配合飼料の価格の上昇が畜産農家の経営に及ぼす影響を緩和するため、国産飼料の増産につながる取組を推進すること。

- (2) 現行の配合飼料価格安定制度のあり方の見直しを行うなど、畜産・酪農農家の経営支援に向けた抜本的な経営安定対策を推進すること。

- (3) 肉用子牛生産者補給金制度については、地域の実態が反映されるような制度に見直すこと。

12. 家畜排せつ物の利用促進に必要な財源を確保すること。

13. 有害鳥獣の駆除・防除対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。

- (2) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進するとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。
- (3) 大規模緩衝帯整備に係る標準単価の見直し等の鳥獣害防止総合対策事業の拡充及び事業期間の延長など有害鳥獣の被害防止対策の充実に努めること。

14. 国際農業交渉等に係る適切な対応

W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉に当たっては、国内の農業や地域経済に及ぼす影響を踏まえ、非貿易的関心事項への配慮など日本提案の実現を目指す従来の基本方針を堅持するとともに、上限関税設定の導入の阻止、重要品目の数の十分な確保など適切な国境措置を確保すること。

また、日豪 E P A 交渉に当たっては、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖など我が国の重要品目を関税撤廃の対象から除外するよう、慎重かつ粘り強く交渉すること。

15. 農業統計データの整備

農業産出額のデータ公表は、平成 19 年度から都道府県単位とされたが、今後の農業政策策定に当たって各市町村との比較分析等が行えるよう、市町村別データも公表すること。

林業の振興に関する提言・要望

森林の有する地球温暖化防止等の多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進について

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
また、森林整備保全事業計画については着実に推進すること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 未利用国有地である山林も多面的な機能を有していることから、国有林としての保持や地方公共団体に対する無償貸付等を行うなど恒久的な保全措置を講じること。

2. 有害鳥獣の駆除・防除対策の推進

- (1) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、駆除・防除対策に関する財政支援の充実を図ること。
- (2) 野生鳥獣による被害及びその生息状況を踏まえ、広域的な被害対策を推進するとともに、有害鳥獣の繁殖を抑制し個体数の適正化を図るなどの根本的な対策を講じること。
- (3) 大規模緩衝帯整備に係る標準単価の見直し等の鳥獣害防止総合対策事業の拡充及び事業期間の延長など有害鳥獣の被害防止対策の充実を図ること。

水産業の振興に関する提言・要望

国民に水産物を供給する使命を有する水産業の健全かつ安定的な発展が図られるよう、国は下記事項について積極的な措置を講じられたい。

また、漁業の戸別所得補償制度については、その詳細を早急に明らかにするとともに、都市自治体の意見を十分踏まえ、事務コストの増加をもたらさない効率的な制度を検討されたい。

1. 水産基本法に則り、水産業の経営安定対策及び水産物の加工・消費・流通対策の更なる充実強化を図るとともに、漁港整備の推進のため、必要な財政措置を講じること。

また、離島漁業再生支援交付金制度については平成 22 年度以降も継続すること。

2. WTO 水産物貿易交渉に当たっては、現行の輸入割当制度及び関税水準を堅持すること。

また、コンブ等の水産加工品の原料原産地表示を義務化すること。

3. 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する支援を強化すること。

4. 漁業系廃棄物の処理対策及び再資源化に関する調査研究の更なる推進を図ること。

地域経済の振興等に関する提言・要望

地域経済の振興及び活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 雇用の維持・拡大に努めている中小企業に対しては、税制上の優遇措置を講じ、融資制度の拡充を図るとともに、地域の実態を踏まえ、より弾力的な運用を可能とするなど、きめ細かな対策を総合的かつ継続的に講じること。
2. 中小企業対策について
 - (1) 地域における中小企業の資金繰りは予断を許さない状況にあることから、引き続き総合的な中小企業等対策を実施すること。併せて、都市自治体の実施する制度融資に伴う損失補てん金についても、財政措置を講じること。
 - (2) 平成 21 年度までとされている緊急保証制度について、取扱期間を延長するとともに、更なる拡充を図ること。また、小口零細企業保証制度等のセーフティネット保証制度については、十分な保証枠を確保するとともに、各種認定要件の緩和や指定手続の迅速化など、制度の充実を図ること。
 - (3) 地域経済の自立的発展を促進するため、商工組合中央金庫及び日本政策金融公庫による中小企業への金融機能の維持・充実を図ること。
3. 地球温暖化対策と環境分野への投資による景気対策の両面から、太陽光発電や風力発電など新エネルギー導入を積極的に推進するため、発電設備の設置に対する財政支援措置の拡充を図ること。
4. 電源立地地域対策について
 - (1) 平成 22 年度末より順次期限切れとなる電源立地地域対策交付金（水力発電施設周辺地域交付金相当分）の交付期間延長と交付限度額の確保を図ること。
 - (2) 平成 22 年度末で期限切れとなる「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の期限延長と拡充を図ること。また、原子力発電施設及び周辺地域の防災対策の充実強化を図ること。

5. 農村地域工業導入促進法に基づく減収補てん措置制度の延長、企業立地促進法に基づく課税免除等の対象拡大など、企業誘致に対する支援措置の充実強化を図ること。

6. 自動車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置について、地元自治体等の意向が反映されるよう、法改正等の措置を講じること。

地方消費者行政の推進に関する提言・要望

地方における消費者行政の強化・推進を図るため、情報ネットワークの整備や一元的な体制整備、消費生活相談を担う人材の育成等、消費者に最も身近な最前線の相談窓口である市町村に対する積極的な支援措置を講じること。